

議案第60号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年9月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第82条第2号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第82条第2号イの規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、小型特殊自動車に対する軽自動車税の税率について、軽自動車等の当該税率と均衡を失しないよう見直しを行うため、本案を提出する。